

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 実施方針に関する提案

No.	ページ	項目番号	項目	意見及び提案
1	13	2.-(6)-2)	特別目的会社の設立等	<p>「また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設(プラント)の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。」との記載があるが、プラントの性能保証が求められている今回施設のPFI事業においては、プラント建設にあたる者の重要性は、建築物の建設にあたる者とは比較出来ない程、高いと推察できる。</p> <p>従い、「また、本施設のうち、建築物の建築にあたる者、又は中間処理施設(プラント)の建設にあたる者の出資比率は、構成員の中で最も高くなるものとする。」と記載するべきではないか。また、経営事項審査点数についても、建築設備同様に設けるべきではないか。</p>
2	20	7.-(2)-1)	国庫補助金等の取り扱い	<p>環境省の「エネルギー回収施設(高効率原燃料回収施設)」の交付対象施設となる見込みとありますが、農林水産省の「地域バイオマス利活用交付金」を活用されることをご提案します。</p> <p><利点></p> <p>1.環境省交付金の適合基準となるガス発生量に左右されず、施設を計画できること。また、ごみ質や量の変動による施設運営リスクを回避できること。(農林水産省の交付金にガス発生量の規定はありません。)</p> <p>2.交付率はどちらも 50%ですが、農林水産省交付金は施設全体の建設費に掛かり、同じ建設費であれば交付額が高く、SPC の運営に有利であること。</p>